

はじめに

- 芸術文化は、全ての人々が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、人間が人間らしく生きていくための「糧」であるといえます。また、人間が共に生きていく社会の基盤を形成し、まちの活力を創出する重要な要素でもあります。
- 国では、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的とした「文化芸術振興基本法」が平成 13 年 12 月に施行され、その規定に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が過去 3 回にわたって策定・改訂されています。現在は、平成 23 年度～平成 27 年度を見通した「第 3 次基本方針」（平成 23 年 2 月 8 日閣議決定）に基づき、施策の総合的な推進が図られています。
- 静岡県でも、平成 18 年 10 月に「静岡県文化振興基本条例」制定、平成 20 年 2 月に「静岡県文化振興基本計画」策定、平成 23 年 3 月に「第 2 期ふじのくに文化振興基本計画」が策定されています。
- 御殿場市では、平成 13 年 3 月に策定された「第三次御殿場市総合計画」に基づき、芸術文化活動の促進に関する政策を推進してきましたが、より一層芸術文化活動を推進するため、総合的・長期的な観点から、本市の現状を考慮した芸術文化振興の基本的なあり方となる「御殿場市芸術文化振興基本方針」について策定することとなりました。